

障がい福祉ヘルパーサービス契約書

様（以下、「利用者」といいます）と指定居宅サービス事業者 セイホーケアサービス（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うヘルパーサービスについて、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し障害者総合支援法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。
2. 支給期間満了日までに、利用者から事業者に対して文書による契約満了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間満了後に改めて支給決定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅介護計画の決定・変更及び契約支給量）

1. 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者について解決すべき課題を把握し、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護計画」を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
2. 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
3. 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者（以下、「ホームヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護などのうちから前条に定める居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

第5条 (ヘルパーサービスの記録)

1. 事業者はヘルパーサービスの提供に関する記録を作成し、これをこの契約終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において当該利用者に関する第1項のヘルパーサービスを閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項の支援実施記録の複写物の交付を受けることが出来ます。
4. 利用者または事業者が解約を文書で通知し、且つ利用者が希望した場合、事業者は、直近のヘルパーサービス実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第6条 (料金)

1. 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の使用者負担額を事業者に支払います。障害者自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。
2. 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月10日までに支払います。
3. 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
4. 利用者は、居宅においてホームヘルパーがサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条 (契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合には、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することが出来ます。
2. 事業者は、やむをえない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することが出来ます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
 - 1 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 2 事業者が守秘義務に反した場合
 - 3 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 事業者が破産した場合

4. 事業者は、利用者またはその家族が事業者やヘルパーに対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 1 利用者の介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合
 - 2 利用者が死亡した場合

第8条（秘密保持）

1. 事業者、ヘルパー及び事業者の使用する者は、サービスを提供する家庭で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、いかなる会議でも当該家族の個人情報を用いません。

第9条（賠償責任）

事業者は、ヘルパーサービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第10条（ホームヘルパーの禁止行為）

ホームヘルパーは、契約者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

1. 医療行為（国により認められた特定医療行為を除く）
2. 契約者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
3. 契約者の家族などに対するサービスの提供
4. 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
5. 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
6. その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第11条（身分証携行義務）

ヘルパーは常に、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

第12条（相談・苦情）

事業者は利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供したヘルパーサー

ビス等に関する利用者の希望、苦情等に対し、適切且つ迅速に対応します。

第 13 条 （連携）

事業者は、居宅介護の提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第 14 条 （善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

第 15 条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第 16 条 （裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第 1 審管轄裁判所とすることを予め合意します。

契約締結日 令和 年 月 日

代表者名 有限会社 西邦産業
代表取締役 西田 大輔

利 用 者
住所
氏名
電話番号